



2026年5月8日

各 位

会 社 名	東邦チタニウム株式会社
代 表 者	代表取締役社長 山尾 康二 (コード：5727 東証プライム)
問合せ先	経営企画部 企画グループ グループマネージャー 住吉 祐哉 (電 話：045-394-5521)

#### 監査役設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年4月24日開催の臨時株主総会にて承認可決されました株式交換契約に基づき、2026年6月1日を効力発生日とし、J X金属株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の効力が発生した際には、監査等委員会設置会社から監査役設置会社への移行を含む定款の一部変更について、2026年6月18日に実施予定の定時株主総会（会社法第319条第1項に基づく書面決議）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 監査役設置会社への移行

###### (1) 移行の目的

当社は、本株式交換により、効力発生日（2026年6月1日）をもってJ X金属株式会社の完全子会社となる予定です。これを踏まえ、機関設計の簡素化及び業務運営の効率化を図るため、監査役設置会社へ移行することといたしました。

###### (2) 移行の時期

2026年6月18日（木）（予定）

(3) その他

監査役設置会社への移行後の役員人事体制につきましては、決定次第、速やかにお知らせいたします。

2. 定款変更

(1) 定款変更の目的

上記1. のとおり、監査役設置会社に移行するため、監査役に関する規定の新設並びに監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の削除等を行います。

また、本株式交換の効力発生に伴って当社株式は上場廃止となるとともに、当社の株主はJ X金属株式会社のみとなり、株主総会資料の電子提供措置等に関する規定はその必要性を失うことになるため、電子提供措置等に関する規定の全文を削除いたします。加えて、本株式交換が実施され、当社がJ X金属株式会社の完全子会社となった後の当社株式の管理を目的に、譲渡による当社株式の取得に関して取締役会の承認を要する旨の定めを設けます。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更に関する取締役会決議日	2026年5月8日(金)
定時株主総会決議実施日	2026年6月18日(木)(予定)
定款変更の効力発生日	2026年6月18日(木)(予定)

なお、上記(2)の定款変更案は、本株式交換の効力発生後、当社の株主がJ X金属株式会社のみとなった後で、同社の書面による同意により、定時株主総会における決議を省略して承認されることが予定されており、かかる承認をもって定款変更の効力が発生することとなります。

以上

<別紙>

(変更箇所の下線を付しております。)

現行定款	変更案
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) 会計監査人
(新設)	(株式の譲渡制限) <u>第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。</u>
第7条～第13条 (条文省略)	第8条～第14条 (現行どおり)
(電子提供措置等) <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>	(削除)
(取締役の員数) 第15条 <u>当社に監査等委員でない取締役12名以内を置く。</u> 2. <u>当社に監査等委員である取締役4名以内を置く。</u>	(取締役の員数) 第15条 <u>当社の取締役は12名以内とする。</u> 2. (削除)
(取締役の選任) 第16条 <u>取締役は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別して、株主総会において選任する。</u> 2. ～3. (条文省略)	(取締役の選任) 第16条 取締役は、株主総会において選任する。 2. ～3. (現行どおり)

<p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (削除)</p> <p>3. (削除)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第18条</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第18条</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。</p>
<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第19条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第20条 (条文省略)</p>	<p>第19条 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第21条</p> <p>当会社の代表取締役は、<u>監査等委員でない取締役の中から、取締役会の決議をもって選定する。</u></p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第20条</p> <p>当会社の代表取締役は、取締役の中から、取締役会の決議をもって選定する。</p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、取締役社長を定める。</u></p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長を定める。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

2. (条文省略)	
第23条 (条文省略)	第22条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別して、株主総会の決議をもって定める。</u>	(取締役の報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>株主総会の決議をもって定める。</u>
第25条～第27条 (条文省略)	第24条～第26条 (現行どおり)
第5章 <u>監査等委員会</u>	第5章 <u>監査役</u>
(監査等委員会の招集通知) 第28条 <u>監査役等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。</u>	(削除)
(監査等委員会規則) 第29条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令及びこの定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>	(削除)
(常勤監査等委員) 第30条 <u>監査等委員会は、その決議をもって常勤監査等委員を選定することができる。</u>	(削除)
(新設)	(監査役の員数) 第27条 <u>当会社の監査役は3名以内とする。</u>
(新設)	(監査役の選任) 第28条 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
(新設)	(監査役の任期) 第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

(新設)	<u>(監査役規則)</u> <u>第30条 監査役に関する事項は、法令及びこの定款のほか、監査役の合議において定める監査役規則による。</u>
(新設)	<u>(常勤監査役)</u> <u>第31条 監査役の合議をもって常勤監査役を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第32条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議により、法令の定める限度において、その責任を免除することができる。</u>
(新設)	<u>(監査役との間の責任限定契約)</u> <u>第33条 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、当該監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がないときは、法令の定める限度まで、その責任を限定する契約を締結することができる。</u>
第31条～第33条(条文省略)	第34条～第36条(現行どおり)
<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u>	(削除)
第35条～第36条(条文省略)	第37条～第38条(現行どおり)